

坂出高校いじめ防止基本方針

香川県立坂出高等学校

(基本方針)

本校は教育目標として、「高邁自主」の精神のもと、文武両道に基づく教育活動を実践し、社会の変化に柔軟に対応し主体的に行動できる心豊かでたくましい人間の育成をめざしている。この目標を達成するために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるように、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため、以下のとおり、坂出高校いじめ防止基本方針を定める。

1 基本的施策

(1) 未然防止・早期発見のための措置

- ・いじめ防止基本方針を生徒・保護者に説明する。
- ・アンケート調査・・・年2回「学校生活に関する調査」を実施し、いじめや嫌がらせ等について調査
- ・いじめを訴えやすい体制を整え、事態把握に取り組む。
- ・特に配慮が必要な生徒には、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・児童生徒・保護者・教職員への啓発

(2) 相談体制の整備

- ・生徒指導部、教育相談部、および人権・同和教育部が連携した相談活動
- ・生徒及び保護者向けの相談に対するスクールカウンセラー、（スクールソーシャルワーカー）の活用
- ・相談窓口の周知

(校内) クラス担任、部活動顧問、教育相談部、生徒指導部、教頭 など
(校外) 県教育センター24時間いじめ電話相談 087-813-1620 など

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルの指導・・・①外部講師によるネットいじめ防止の講座
②全校集会での生徒指導主事講話
③教科「情報」を初めとする授業におけるネットマナーの指導

2 組織

- ・いじめ防止の対策のための組織として以下の構成員による「いじめ防止対策委員会」を設置する。
<構成員>校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談部長、人権・同和教育主任、学年主任、養護教諭、関係学級担任、スクールカウンセラー、（スクールソーシャルワーカー）
- ・必要に応じて、専門的な知識を有する弁護士、医師、行政関係者などを加える。

3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置

- (1) いじめの事実確認
- (2) いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
- (3) いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるものであると認めるときの所轄警察署との連携
- (5) 懲戒・出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置

4 重大事態への対応

- (1) 事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- (2) 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、チームで指導を行う。
- (3) 速やかに保護者に報告し、学校の指導方針に理解が得られるように丁寧な説明を行う。
- (4) 事案の内容により、教育委員会や警察と連携して適切に対応する。

5 いじめ防止の取り組みの見直し

- ・PDCAサイクルにより、随時取り組みの見直しを行う。
- ・学校評価の評価事項に位置づけ、評価結果を踏まえて、取り組みの改善を行う。